

令和5年度女性リーダー（農業分野）育成業務 企画提案選定委員会設置要領

（設置の目的）

第1条 この選定委員会（以下、「委員会」という。）は、令和5年度女性リーダー育成業務（農業分野）について、供給者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その評価・選定方法等を定め、供給者の選定が公平・公正に行われることを目的として設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、評価対象となる事業者の提出資料等を、評価基準等に基づき評価する事務を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、業務を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長が委託する日から当該業務の供給者を選定する日までとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会の開催は、発注所属の長が招集して行う。

（秘密の保持）

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後も同様とする。

（接触及び利害関係に関する申告等）

第6条 委員は、本件の評価に関し、提案者と接触及び利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

（事務局）

第7条 委員会の事務局を農政部農業振興課に置く。

2 事務局は、委員会の庶務について処理する。

（評価・選定方法）

第8条 企画提案者の評価は、評価基準（評価項目及び評価の視点）及び評価項目ごとに設定された配点により行い、委員ごとに各企画提案者の順位を決定する。

2 各委員の1位票を最も多く獲得した提案を最優秀案とする。

3 1位票を最も多く獲得した提案が複数ある場合は、それらの提案のうち、各委員の合計点が最も高い提案を最優秀とする。

4 1位票及び各委員の合計点が同数であった場合は、協議により選定する。

5 なお、最優秀案については、各委員の評価点の平均が満点の6割以上であることを必要とする。

6 企画提案者が1者のみであった場合においても、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、供給者として決定する。

(企画提案者の失格基準)

第9条 企画提案者が次のいずれかの行為をしたときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 故意に委員に接触したとき

(2) その他企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げたとき

(その他)

第10条 この要領に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、発注所属の長が定める。

附 則

この要領は、令和5年5月 日から施行する。

別表（第3条関係）

令和5年度女性リーダー育成業務（農業分野） 企画提案選定委員会名簿

区 分	職 名
委員長	農業振興課長
委 員	農業振興課 農業普及指導専門監
委 員	農業振興課 副参事兼総括課長補佐
委 員	農業振興課 技術副参事兼総括課長補佐
委 員	共同参画社会推進課 男女共同参画推進専門監